

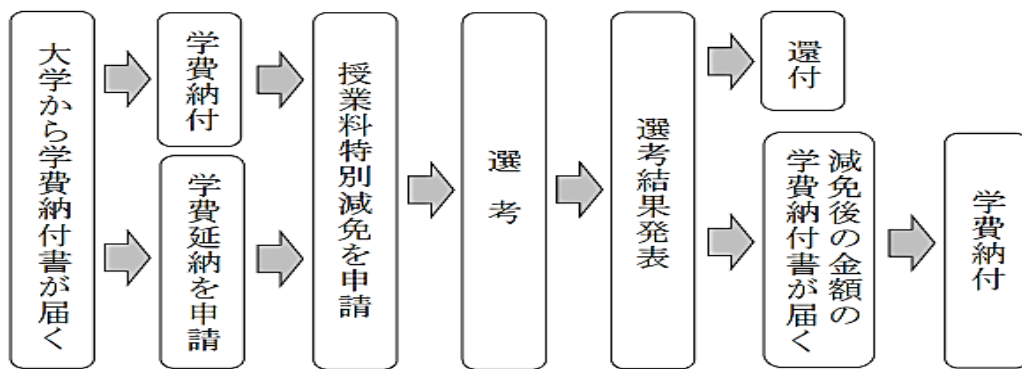
# 甲南大学 2022 年度後期授業料特別減免 募集要項

—新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う家計急変支援—

## ポイント

- **新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2021 年 4 月以降に家計が急変した者が対象**
- **後期授業料から 30 万円を減免（納入済みの場合は 30 万円を還付します。）**  
※学費納入期日までに学費の納入が困難な場合は、10 月 31 日（月）【※必着】までに必ず「学費延納申請」を行ってください。
- **成績基準と家計基準で選考**

### <学費減免の流れ>



## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2021 年 4 月以降に家計が急変し、意欲がありながらも経済的理由により修学が困難となった学生（学部、大学院）のうち、2022 年度において国の高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）や他の給付制奨学金制度等を利用することができない学生に対し、臨時的に授業料を減免し、学業の継続を支援することを目的としています。

## 2. 申請資格

次の各項を全て満たすこと。

- (1) 正規課程に在籍する学部学生及び大学院生（休学者は除く）であること。
- (2) 勉学意欲があり、修学の意味が強く卒業（修了）まで学業を継続する意思があること。
- (3) 下表の学力基準を満たすこと。

年次	学力基準
学部：1 年次（2022 年度入学）	入学をもって基準を満たしたものとする
学部：2 年次（2021 年度入学）	累積修得単位数が 30 単位以上
学部：3 年次（2020 年度入学）	累積修得単位数が 60 単位以上
学部：4 年次（2019 年度以前に入学）	累積修得単位数が 90 単位以上
大学院	入学をもって基準を満たしたものとする

※病気や怪我等の事情により、修得単位数を満たしていない場合は、事前に学生部へご相談ください。（学生部奨学金係 078-435-2701）

- (4) 家計基準を満たすこと。 ※P.2「家計基準について」参照
- (5) 他の給付奨学金もしくは授業料減免を受けていないこと。または、他の給付奨学金や授業料減免を受けている場合で、それらの合計額（6 か月間分）が 10 万円以下であること。

## 家計基準について

下記①②の両方を満たすこと。【家計基準記入用紙（所定様式3）を見ながらご確認ください。】

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計急変のみが対象です。

①2021年4月以降に家計が急変し、家計支持者の2022年8月及び9月（賞与除く）の平均月収が、その家計が急変した月の直前の連続する2か月の平均月収に比べて30%以上減少したこと

### 減少率の計算

$$\frac{\left[ \begin{array}{c} \text{急変前直近の連続する} \\ \text{2か月分の平均月収} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{急変後2か月分(2022年8・9月)} \\ \text{の平均月収} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{急変前直近の連続する2か月分の平均月収} \end{array} \right]} \times 100 = \text{減少率}$$

### 注意事項

- 所得は父母（主たる家計支持者とその配偶者）の合計額とします。  
（ひとり親世帯は同一生計の家計支持者のみの所得）。
- 家計急変月は父母（主たる家計支持者とその配偶者）それぞれに設定してください。どちらかが急変していない場合は、急変した主たる家計支持者の家計急変月に合わせてください。
- 給与所得者の収入は、手取り額（振込額）ではなく、総支給額で判定します。（賞与は含みません。）
- 給与所得者以外（自営業等）の所得は、『収入（売上）』－『経費』＝所得とします。

②年収見込額が下表の基準を満たすこと。

### <年収見込額の基準>

所得の種類	基準
「給与所得」（公的年金を含む）のみの場合	年収見込額が562万円以下であること。
「給与所得以外の所得」のみの場合	年収見込額が277万円以下であること。
「給与所得」（公的年金を含む）と「給与所得以外の所得」の両方がある場合	「給与所得以外の所得」が277万円以下で、なおかつ所得の総額が562万円以下であること。

### 年収見込額の計算

$$\left[ \text{2022年8,9月の平均月収（賞与除く）} \right] \times 12 = \text{年収見込}$$

### 注意事項

- 所得は父母（主たる家計支持者とその配偶者）の合計額とします。  
（ひとり親世帯は同一生計の家計支持者のみの所得）。
- 所得の根拠資料についてはP.5を確認してください。
- 給与所得者の収入は、手取り額（振込額）ではなく、総支給額で判定します。（賞与は含みません。）
- 公的年金は給与収入として計算します。
- 退職金や失業手当、傷病手当、生命保険等、一時的な収入（目安：支給期間が1年以内）は含みません。
- 給与所得者以外（自営業等）の所得は、『収入（売上）』－『経費』＝所得とします。

※新型コロナにかかる補助金や助成金等については、課税対象のものは収入に含めてください。

### 3. 募集人数

40名程度 ※選考の結果、採用者が40名に満たないことがあります。

### 4. 減免金額

後期授業料より30万円を減免します。

※マネジメント創造学部1年次生においては、授業料(250,500円)を減免し、差額を教育充実費から減免することで、減免総額を30万円とします。

※他の給付奨学金や授業料減免を受けている場合で、それらの合計額(6か月間分)が10万円以下である者は、減免額を20万円とします。

### 5. 減免方法

学費の納入状況に応じ、次のいずれかの方法により減免します。

(1) 2022年10月31日(月)までに学費延納申請を行い、学費が未納の者の場合

採用者には、減免後の金額を印字した振込依頼書を郵送しますので、それを用いて納入してください。

(2) すでに学費を納めている者(学費延納申請の有無は問わない)の場合

「学費還付先口座登録用紙」(所定様式5)に記入された口座に30万円を還付します。

### 6. 申請期間

2022年11月1日(火)～9日(水) ※消印有効

### 7. 申請方法

申請期間中に申請書類を全て揃えて、持参もしくは郵送で提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留、特定記録、レターパック等、追跡が可能な方法で郵送してください。その他の方法(普通郵便、宅急便等)で発送された場合、申請者の責めに帰さない場合であっても、書類を受理できないことがあります。

【持参】 学生部(岡本キャンパス iCommons2階)に持参してください。西宮、ポートアイランドキャンパスの学生は各キャンパス事務室でも申請可能です。

※持参は開室日時に限る。

【郵送】 〒658-8501 神戸市東灘区岡本8丁目9番1号

甲南大学 学生部「甲南大学2022年度後期授業料特別減免」係 宛

### 8. 申請書類

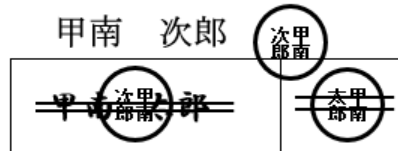
次ページの「(1) 申請書類一覧」の中から、該当するものを全て揃えて提出してください。申請書類に不備・不足がある場合は、選考対象外となります。なお、提出された申請書類はいかなる場合も返却いたしません。

<記入にあたっての注意事項>

- ・黒のボールペンで記入してください。消えるペンの使用不可。
- ・保証人は大学に届けている保証人(原則として父母)と同じ方です。事情により異なる方を保証人にする必要がある場合は、事前に学生部にご相談ください。
- ・いずれの書類もマイナンバーの記載のないものを提出してください。

- ・押印、署名欄についてはシャチハタ、スタンプ印、ゴム印等の使用不可。  
なお、印鑑は鮮明に押してください。印影が薄い、欠けているなどの状態では書類を受理することができません。
- ・誤って記入した場合は、訂正箇所を二重線で消し、線にかかるように本人の印鑑（保証人の自署押印欄は保証人の印鑑）を押して余白に正しく書き直してください。修正テープ・修正液等の使用不可。

【訂正例】



(1) 申請書類一覧

詳細は次ページの「(2) 申請書類詳細」をご確認ください。

対象者	申請書類
全員	①「誓約書」(所定様式1)
全員	②「申請書」(所定様式2)
全員	③「家計基準記入用紙」(所定様式3)
全員	④家計急変前直近の連続する2か月の所得を証明するもの(コピー可)
全員	⑤2022年8月および9月の所得を証明するもの(コピー可)
全員	⑥ <u>父母両方</u> の「令和3年度(2020年分)所得証明書」 <b>原本</b>
全員	⑦ <u>父母両方</u> の「令和4年度(2021年分)所得証明書」 <b>原本</b>
該当者のみ	⑧「給与所得者以外(自営業者等)の所得記入用紙」(所定様式4)
該当者のみ	⑨「学費還付先口座登録用紙」(所定様式5)
該当者のみ (注参照)	⑩公的支援の受給証明書(コピー可)

注：以下の証明書を提出できる場合は提出してください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)」「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」「生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)」「新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付」「危機対応融資」「セーフティネット保証4号」「セーフティネット保証5号」「危機関連保証」「小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付」「小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)」「緊急小口資金」「総合支援資金(生活費)」「厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予」「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予」「国税・地方税の納付猶予」「持続化給付金」「家賃支援給付金」

(2) 申請書類詳細

①「誓約書」(所定様式 1) ②「申請書」(所定様式 2)	
・甲南大学学生部のホームページよりダウンロードし、A4 サイズで印刷してください。	
③「家計基準記入用紙」(所定様式 3)	
・甲南大学学生部のホームページよりダウンロードし、A4 サイズで印刷してください。	
④家計急変前直近の連続する 2 か月の所得を証明するもの (コピー可)	
⑤2022 年 8 月および 9 月の所得を証明するもの (コピー可)	
・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変月前直近の連続する 2 か月の所得と 2022 年 8 月および 9 月の所得 (複数ある場合は全て) を証明する資料を提出してください。主な資料は下表の通りです。	
・2021 年 4 月以降に失業、廃業等があった場合は、下表 5 の書類を提出してください。	
・退職金や失業手当、傷病手当、生命保険等、一時的な収入 (目安: 支給期間が 1 年以内) は除きます。	
所得の種類・状態	証明する資料 (本学所定様式以外はコピー可)
1. 給与所得を得ている	職場が発行する「給与明細」
2. 公的年金を受けている	「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」等、受給額がわかるもの
3. 自営業、農業等をしている ※不動産や配当による所得等を含む	「給与所得者以外 (自営業者等) の所得記入用紙」(所定様式 4) および、(所定様式 4) に記入した金額の根拠となる収支台帳や不動産管理会社からの入金通知等
4. 生活保護、児童手当等	福祉事務所や市役所等が発行する受給金額がわかるもの
5. 2021 年 4 月以降に失業、廃業等があった場合	「離職票」「退職証明書」「廃業届受理証明」等
6. その他の所得がある場合	所得額がわかるもの
⑥ <u>父母両方</u> の「令和 3 年度 (2020 年分) 所得証明書」 <b>原本</b>	
⑦ <u>父母両方</u> の「令和 4 年度 (2021 年分) 所得証明書」 <b>原本</b>	
・市役所等で発行される (政令指定都市は区役所でも発行可)「所得証明書」(「所得・課税 (非課税) 証明書」「市・府民税課税証明書」等自治体により名称が異なります) を提出してください。	
・「令和 4 年 (2021 年分) 所得証明書」の発行開始日は自治体により異なります。自治体の事情により申請期日までに発行できない場合は、学生部にご相談ください。(個人的な事情による遅延は一切認めません。)	
・専業主婦等で所得がない場合でも提出が必要です。(所得が 0 円であることを証明するため。)	
・「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」は所得証明書の代わりとして認められません。	
・ひとり親世帯の場合は、同一生計の家計支持者のみを提出してください。	
⑧<該当者のみ>「給与所得者以外 (自営業者等) の所得記入用紙」(所定様式 4)	
・甲南大学学生部のホームページよりダウンロードし、A4 サイズで印刷してください。	
⑨<該当者のみ>「学費還付先口座登録用紙」(所定様式 5)	
・甲南大学学生部のホームページよりダウンロードし、A4 サイズで印刷してください。	
・すでに学費を納入済みの方および、選考結果発表日までに納入予定の方のみ提出してください。	
⑩<該当者のみ>公的支援の受給証明書 (コピー可)	
P. 4 (1) 申請書類一覧に記載の公的支援を受けている場合は受給証明書等を提出してください。	

## 9. 選考

選考は、全ての申請資格を満たす申請者を対象に、申請書類に基づき、家計状況および修学状況を総合的に評価して行います。なお、選考にかかる問い合わせは原則受け付けません。

## 10. 選考結果発表

選考結果は MyKONAN で学生本人に通知します。12月13日（火）になっても結果が確認できない場合は、学生部奨学金係にお問い合わせください。

【発表日】 2022年12月13日（火）※予定

## 11. 資格の取り消し

授業料減免を受ける者が以下のいずれかに該当する場合には、授業料減免資格を取り消し、減免された授業料を納付していただくことがあります。

- (1) 学則に定める処分を受けたとき
- (2) 休学または長期にわたって欠席し、成業の見込みがなくなったとき
- (3) 申請資格の要件を欠くに至ったとき
- (4) 申請内容に虚偽があった場合

## 12. その他

### (1) 個人情報の取り扱い

本奨学金の申請にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、次の事項のみに利用し、その他の目的に使用することは一切ありません。① 本奨学金の選考・決定 ② 甲南大学の奨学金制度における調査、分析、統計 ③ 上記①、②に付随する業務

- (2) 申請書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。また、提出された申請書類はいかなる理由・事情があっても返却いたしません。
- (3) 虚偽の申請があった場合は、採用を取り消します。
- (4) 申請書類の内容について、電話で問い合わせを行うことがあります。基本的に、申請者本人（学生）に連絡しますので、申請内容について理解しておくようにしてください。
- (5) 本奨学金は、甲南大学同窓会および甲南大学父母の会からの支援金を一部財源としています。未加入の方には加入を推奨しています。

## 問い合わせ先

甲南大学学生部奨学金係

T E L : 078-435-2701

メールアドレス : scholarship@adm.konan-u.ac.jp

開室時間 : 平日 9:00~18:00、土曜日 9:00~13:00

※開室時間は変更となる場合がありますので、詳細は学生部ホームページをご確認ください。